

サファリ

中 川 敏

動物園の現況

日本に初めて動物園が開設されたのは明治十五年（一八八二年）三月二十日、博物館附属動物園として、今の上野動物園が開園し、その後、明治、大正、昭和と幾多の変移を経て現在に至り、昨年開園百周年を迎えた。

上野動物園以外の動物園の開園について見ると、明治三十六年（一九〇三年）に京都市記念動物園が開園し、大正時代に入り、大阪天王寺動物園、甲府市遊亀公園動物園、それに遊園地と併設の動物園が数カ所開園している。

昭和に入り、終戦までの二十年間に、熊本動物園、名古屋東山動物園など数園が開園している。終戦当時、日本動物園水族館協会（昭和十五年設立、以下日動水協という）に加盟している動物園は一二園、水族館三館であった。

終戦後一、二年を経ると信じられないスピードで全国の大都市に動物園、水族館が設立され開園された。

現在、日動水協に加入している動物園だけを見ても、

昭和二十年代に二三園（神戸、横浜、札幌、福岡など）昭和三十年代に一五園（多摩、帯広など）昭和四十年代に入ってもこの建設ブームは衰えず、次々と近代的な動物園が誕生し、一二園（旭川、広島、静岡など）が開園した。この動物園建設の勢いも、昭和五十年代に入ると経済情況の悪化のために下火になるものと思われていたが、昭和五十八年の現在までに七園が開園している。その内訳は、公立動物園三園（釧路、埼玉、羽村町）で、その外の四園はサファリ型動物園である。このように建設された施設は日動水協に加入している。その数は、動物園七三園、水族館四七館、合計一二〇園館にも達している。この施設数は世界的にみても、アメリカの二一八園館につぐ世界第二位の動物園水族館の保有国であり、現在も数都市で動物園建設を進めている。

このように数ある施設の内容はどうであるかについては、いろいろ論のあるところであり、一概に論ずる

ことはできないが、明治―昭和終戦時までにはわずかに数園館が、三十数年間に十倍という驚くべき数に達していることは、地域社会の文化の発展、自然科学の発展のひとつの現象とみるか、今後の動物園のありかたについて考える時見逃がしてはならない現象であると思われる。



この世界第二位の動物園国日本を見ると表面的な特徴がある。まず動物園の設置者、経営者であるが、地方公共団体（法人も含む）が四九園（六七％）、私立が二四園（三三％）である。一方、水族館は公立二二館（四六％）、私立二五館（五四％）となっている。この数字が示すように公立の動物園が多く、入園料を見ても公共料金であるためにか、現実離れした低廉さである（表一）。これは動物園の運営（経営）が非常に困難であることの一端を示しているものと思われる。また、中小都市の自治体では、地方文化振興と、首長の選挙に動物園建設を公約し、当選後、動物園を開園した自治体は、今は動物園の運営が思うにならず、自

治体のお荷物になっていると聞いている。道内には日動水協会々員以外の動物飼育施設（エゾシカ園、キタキツネ園、クマ牧場など）が観光地などに数カ所あり、観覧者を集めて賑わっている。

サファリ型動物園の現状

昭和五十四年五月に「サファリ型動物園における危害防止及び動物保護対策に関する調査研究」という長つたらしい題名の報告書が、内閣総理大臣官房管理室より出されている。「サファリはスワヒリ語に由来し、アフリカ東部において、旅行、とくに狩猟旅行の意味に用いられていた（中間略）。広大なアフリカの保護区のかわりに、柵で囲んだ広い放飼場をいくつかに仕切ってライオン、トラ、クマなど猛獣類をはじめ、ゾウ、キリン、サイ、シマウマ、レイヨウなどの大型草食獣……（略）」

自動車で直接動物のいるところに入っていくて観覧するといふ破天荒な展示方法は、堅固な柵や柵、あるいは深い溝などをめぐらした飼育場の外から動物を観覧する動物園と異なり、なによりもまずスリルに富ん

だ魅力が大きな特徴で、一般の人気を博したのである。わが国では昭和五十年に最初の施設が誕生して以来、次々に同型式のサファリが建設され、現在すでに五カ所が開園している。当時なお計画中のものが七カ所もあり、数年で開園の見込みであると伝えられていたが、ほとんどの商社が、地元住民の反対や経済面などの理由で開園するに至らなかったことは幸いといわなければならない。

サファリは飼育動物の種類ごとに数セクションに分けて展示している。クマセクション、ライオンセクション、トラセクション、チーターセクション、ゾウ、サイの大型草食獣のセクション、キリン、シマウマ、スイギュウなどの混合セクション、中小動物であるラマ、ラクダ、ワビチー、などの混合セクションに区分されている。そのほかに、ふれあい動物コーナー、子ども動物園などの名称で小動物であるワラビー、カンガルー、ウサギ、モルモットなどの放し飼いやゲージ飼いなとして展示している。

報告書には、サファリの問題点として次のように指摘している。

- 一、脱出の危険性は依然としてあること（災害の多い土地で特に）。
- 二、動物同士のトラブルが防止し得ないこと。
- 三、計画的な動物の員数調整が難しいこと。
- 四、観客とのトラブルが予想さ

表1 入園料調(大人のみ) 昭和56年9月

区分	動物園	
	公(法人)立	私立
無料	10	
50円	1	
100円	5	
150円	4	
200円	13	
250円	3	
300円	7	
400円	4	3
500円	1	3
600円		2
700円		6
800円	1	1
1,000円		2
1,700円		1
1,900円		1
2,000円		2
2,200円		1
2,500円		1
計	49	23

表2 サファリ型動物園

(昭和57年度)

施設名	所在地	開設年月日	面積	飼育動物数	入園料	日動水入加
宮崎サファリパーク	宮崎県	昭50 11. 1	1,000,000㎡	66種 1,165点	大人 2,000 小人 1,000	加入 昭52年
九州自然動物公園	大分県	昭48 7. 28 創立 昭51 5. 29	1,150,000㎡	70種 893点	大人 1,900 小人 900	加入 昭52年
株式会社ワールドサファリ	和歌山県	昭53 4. 22	1,000,000㎡	126種 60種 1,365点 666点(魚類)	大人 2,500 小人 1,700	加入 昭54年
富士自然動物公園	静岡県	昭55 4. 23	740,790㎡	57種 655点	大人 2,200 小人 1,200	加入 昭56年
群馬サファリ・ワールド	群馬県	昭52 7. 30	1,130,000㎡	59種 749点	大人 2,000 小人 800	加入 昭56年
秋吉台サファリランド	山口県	昭52 7. 22	800,000㎡	76種 902点		未加入

表3 主な飼育動物名及び点数

(昭和57年度)

動物名	施設名	(昭和57年度)				
		宮崎	九州	ワ ー ル ド	富 士	群 馬
ヒマラヤクマ			11		2	
エゾヒグマ				6		
アメリカクロクマ		27	22	7	11	12
コデークマ				1	4	
シロクマ				3		
トラ		26	26	19	18	4
チーター		70	39	60	48	40
サメ			23	21		12
サメ		10	9	9	9	7
サメ		21		6		
アサメ		1	9	2	12	3
アサメ				1		
アイランドクマ		8	10	7	12	5
クマ			1	3	1	1
クマ			18		26	
クマ		28		30		22
クマ		18	7	5	14	5
クマ		13			3	
クマ		34	8	42	4	4

五、動物福祉の点から見て問題があること。と、述べ、まだ歴史が新しいので不明な部分が多いと述べている。

良い点として

一、群れ飼育のため繁殖が高率であること。
二、観客に自然的感じを与え、動物が自由である印象を与え得ること。

三、運営方法を誤まらなければ、ズーストックとしての機能を果たすこと。

と指摘している。

まず脱出の危険性であるが、草食動物の蹄は、放飼場の土地を耕やす作用があり、土地は荒れ、大雨が降

れば表土が流出し、柵の方に押し寄せることになる。柵の土台など流出も考えられる。

動物同士のトラブルであるが、あるサファリではこの防止として、クマ、ライオン、トラのツメを脱いでいる。これは四番目の観客とのトラブル、クマ、ライオンなどが自動車のタイヤに前肢をかけると、ツメですぐにパンクする。これらを防止するためにツメを根元より脱くことは、当然動物福祉の点から見ても重大な問題であろう。

次に良い点として指摘されている項目は、繁殖が高率であるのではなく、高率になるだろうの期待であらう。混合飼育セクションは勢力の強弱で住み分けられ、小型動物の繁殖にはまだ一歩というところで、ズース

トックの役割には相当の努力が必要であろう。自然的感じを与えるといっているが、開園一年を経ると、草食獣の蹄によって表土が荒れ、赤土だけのサファリになり、木も草もなく荒れた土地だけで自然的な感じは頭で考えた夢であらう。

各種法令とサファリ

動物の保護、愛護については昔からいわれているが、江戸幕府第五代將軍綱吉の「生類憐みの令」であろう。これ



(生後4ヶ月)クマの子ども(左)
ツメのないクマ(右)
のぼりべつ熊牧場

表4 原因別死亡動物調

(昭和57年度)

園名	区分	飼育動物数			死亡動物数									飼育動物に%
		日現在数 三月三一	年間死亡数	計	呼吸器系	消化器系	泌尿生殖器系	外傷	寄生虫症	伝染病	神経系	その他	計	
宮崎	哺乳類	625	35	660	5	5	2	9	3	-	1	10	35	5.3
	鳥類	467	20	487	2	9	1	7	-	-	-	1	20	4.1
	は虫類	73	10	83	-	-	-	2	-	-	-	8	10	12.0
	計	1,165	65	1,230	7	14	3	18	3	-	1	19	65	5.3
九州	哺乳類	640	99	739	12	22	2	25	4	-	-	34	99	13.4
	鳥類	251	32	283	1	1	-	12	-	-	-	18	32	11.3
	は虫類	2	0	2	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0
	計	893	131	1,024	13	23	2	37	4	-	-	52	131	12.8
ワールド	哺乳類	797	72	869	8	8	2	11	4	3	3	33	72	8.3
	鳥類	568	38	606	2	6	1	16	-	-	-	13	38	6.3
	は虫類	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	100
	計	1,365	111	1,476	10	14	3	27	4	3	3	47	111	7.5
富士	哺乳類	443	40	483	2	10	-	8	-	-	-	20	40	8.3
	鳥類	212	39	251	-	3	-	25	2	-	-	9	39	15.5
	は虫類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	655	79	734	2	13	-	33	2	-	-	29	79	10.8
群馬	哺乳類	315	59	374	12	9	1	25	-	-	2	10	59	15.8
	鳥類	434	7	441	-	1	-	5	-	-	-	1	7	1.6
	は虫類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	749	66	815	12	10	1	30	-	-	2	11	66	8.1

表5 おもなる繁殖動物調

(昭和56・57年度)

種類	年度	宮崎	九州	ワールド	富士	群馬	馬
哺乳類	56年	14種	2種	20種	4種	18種	56点
	57年	49点 17種	5点 6種	100点 29種	12点 3種	15種	58点
鳥類	56年	3種	1種	3種		1種	15点
	57年	9点 4種	5点	159点 8種		8種	313点

は「生きものを大切にす法令」ということになる。

昭和四十八年十月一日に法律第一〇五号で「動物の保護及び管理に関する法律」が公布され、翌年の昭和四十九年四月一日に施行された法律である。一般にこの法律を略して「動物保護法」と呼んでいる。

この法律の目的は、動物に対する保護として、動物の虐待の防止、情操の涵養、動物をみだりに殺し、傷つけ、または苦しめることなく、適正に取り扱うべきでなく、人が動物から受ける害、動物による人の生命、身体及び財産に対するの侵害を防止することまで含まれている。また、ペットが不用になったときの処置のしかた、不妊手術、実験動物の取り扱いなどが規定されている。終りに該当動物の種類をあげ、一般の家畜、家禽のほかに「人が占有している動物で哺乳類又は鳥類」となっている。魚類、両生類、は虫類が除かれている。

この法律施行の数年後、昭和五十四年八月に、千葉県鹿野山神野寺で飼育していたトラ数頭の脱走の騒動がおきた。この事件をきっかけにして急きよ猛獣類などの飼育保管管理に関して条例の制定を各都道府県に呼びかけた。これによって各地で条例の公布を見るようになった。この条例を一般に「ペット条例」と呼んでいる。トラ騒動のあった千葉県がこの条例を直ちに施行した。東京都も昭和五十四年十月二十七日公布、昭和五十五年四月一日施行、静岡県が昭和五十五年十月一日施行。

北海道も昭和五十五年三月三十日公布、十月一日施行と、各自自治体が公布した。

このペット条例の施行より数年先にワシントンでは、ワシントン条約「野生生物の商取引に関する条約」の条約作成会議が開かれていた。この会議に日本も参加して一九七三年（昭和四十八年）三月にこの条約に署名している。この条約の目的は、生物資源の保護を全地球的な規模で行い、絶滅の危機のある種については、国際的な商取引の規制と保護するための条約である。

この条約が批准されると、日本の動物園で飼育している目玉動物が今後輸入が困難になってくることが予想された。ワシントン条約の規制措置の厳しい動物は、オランウータン、ゴリラ、トラ、ヒョウ、ホッキョクグマなどであり、輸出国の輸出証明がないと輸入できない動物のなかに、チンパンジー、ビーバー、ピューマなどがある。日本でこの条約の批准で最も問題となり、障害とみなされたのは、ベッコウの原料であるタイマイのために批准が行われなかったといわれている。署名後、七年を経た一九八〇年（昭和五十五年）四月二十五日に批准され、十一月二十五日に六十一番目の批准国として加入が認められた。この条約に署名し批准されるまでに要した長期間の間にサファリは全て開園している。

国内の条例、ペット条例の施行で動物飼育及び販売などに関係している業者、ペット商店、動物販売のための飼育場、動物園も関心をもって注目した。その一つに特定（危険）動物の指定である。この特定動物は各自治体によって幾らかの相違があるが、主としてゾウ類（ゾウ科全部）、クマ類（クマ科全部）、大型ネコ類（ライオン、トラ、ヒョウなど全部）、中型以下ネコ類（コ

ールテンキヤット、オセロット、カラカル、オオヤマネコなど全部）、ハイエナ類、オオカミ類、大型サル類（ゴリラ、チンパンジー、オランウータン）、中型サル類（オナガザル科全部、ゲレザ科全部、テナガザル科全部）、わしたか類、わに類、トカゲ類、ヘビ類となっている。北海道の場合はこれらのほかに、奇蹄類（バク、サイ、シマウマなど）、偶蹄類（アタを除く、カバ科、ラクダ科、シカ科、）などが含まれている。この指定以外の動物は家畜、家禽類が主で、ペット業者はもちろん観光地にある小動物園などがこの条例の規制をうけることになる。

まず第一に、指定動物を飼育する場合には知事の許可を受けなければならない。次に動物ごとに定まったオリやドアなど細部にわたり示されている基準に適合しなければならない。その外に届出事項など細かく示されている。この許可条項にただし書きがあり、次の場合は許可を受けなくてもよいと規定している。

- 一、国又は地方公共団体が設置する飼養施設。
- 二、博物館法に規定する博物館又は博物館相当施設など定められており、日動水協会員もこのただし書きに該当することになっている。いままでも博物館法の指定や、日動水協に加入しなくても日常の運営に特別痛痒を感じていなかった動物園や水族館、サファリが、条例のわずらわしさから逃れるためか、日動水協に加入を申請し、加入が認められ、会員となっている。

日動水協とサファリ

昭和五十年十一月に宮崎サファリが開園し、翌年五

月に九州自然動物公園（九州アフリカライオンサファリ）が開園した。昭和五十二年二月に日動水協会に加入申請が提出され、理事会では「サファリの内容が不明」動物園とは異質的である」などの意見がでたが、昭和五十二年五月の総会に報告され加入が認められた。

千葉県のトラ脱出騒動が起り、ペット条例の公布により、その時まで日動水協に加入していなかった動物園、サファリなどが、昭和五十六年二月の理事会に申請書が提出された。そのなかには昭和三十一年より開園していた動物園もあった。また、そのほかに過去においてクマ、ライオン、トラのツメを脱いたサファリも含まれていた。二月の理事会がこのツメを脱いていたサファリについて紛糾し、ついに議長が議事録から削除することにして理事の意見を聞いたところ、多数の理事が加入を反対したといわれる。この件については、次回の理事会で再度審議することに決定したようである。

昭和五十六年五月二十六日、神戸市で開かれた理事会で、またもサファリの動物展示（ツメを脱いてある問題）について意見が述べられている。

まず、協会加入手続については、日動水協会に加入しようとする施設（動物園水族館など）が、ブロック代表の理事に入会申し込み書を作成し提出する。ブロック代表理事は管内の三名の選考委員会を設けて資格審査基準により現地を調査し、採点して合格の有無を決定する。合格したと認められた時に入会申込書に推薦状をつけて協会長に送付し、理事会にはかり入会可否を決定して、その旨を入会申込園館に通知する。

ことに定めてある。

五月に開かれた理事会で、入会の希望のあつた地区のブロック代表理事からサファリの審査の結果が報告されている。教育活動は活発に行い、研究報告はまだであるがデーターはキチンとまとめられており、自然保護の点にも気を配っていると述べ、他の理事は種々説明したあと、日動水協会に参加し、その一翼になうなみなみならぬ意欲もくみとれると結んでいる。これに対してある理事がツメに関連して、「観覧者に残酷な印象を与えるような不具動物又は傷病中の動物を展示しないこと」と適正な展示を示してあるので、日動水協の会員がそういった展示をすることは好ましくない。と、またある理事は、サファリの入会は認める必要がない。施設が良ければ良いものでもない。サファリが観光施設として経営していくぶんには何も問題はないが、日動水協に関係するかどうかが問題である。と述べ、さらにサファリは非常に異質である。日動水協が国内外から信頼度が高くなっている折から、将来日動水協の信頼を傷つける事件がおこることが危惧される。と述べ入会を保留する発言をしている。その他の発言もあつたが最後に議長によって挙手による採決が行われ、賛成十一人、反対三人で入会が可決されたのである。

で批判しながら、外部に対してはかばおうとしている、と述べている。

日動水協より配布された資料に、アメリカ動物水協会々長からのメッセージがあつた。内容は「国際サファリクラブは一、二〇頭の熱帯動物(すべて稀少動物)の輸入申請書を一九七九年二月六日付で公式に撤回した。昨年十二月初旬、この申請書は稀少動物保護法の目的や範囲をひどく無視したもので、私たちが抗議していたものである。私たちはこの申請に反対する協会のメンバー八十名以上の結果した結果であることをお知らせできることを喜びとするものである。私たちは野生動物保護に関する組織をもっていることを誇りに思うべきであり、重要な問題に答えるための良識のあらわれである。私たちの協会は強い自然保護に関する立法と、支持するための強力な機構をもっているし、認められるべき力をもっている……」会長エドワードマスカル、文責・浅倉繁春となつている。このように日動水協が各国の協会と密接なる連絡のもとに自然保護、動物保護の活動に努め、自ら疑惑を持たれるような行動は厳に慎むべきであらう。「世界のいたるところで行われている無思慮かつ無益な破壊によって数多くの動物たちが生命を失い、また生息地を奪われている。

文化の名のもとに捕殺され「云々」のモンジュ宣言によつて一九六一年WWFが発足し、一九七一年にWWFJ(野生生物保護基金日本委員会)が設立された。この募金活動に日動水協会がパンダ募金箱を設置し募金に協力し、その金額は九百万円にも達している。

これは子どもたちから大人まで一人一人がWWFJの事業に参加し、協力しているたまものあらわれであると思う。このようなときに、富山市のファミリーパーク動物、管理ゾーン基本設計業務の委託を受けて、地元「呉羽丘陵の自然と文化を守る会」の市民団体より反対運動され、本質的な面で批判されるような行動は、日本の野生生物保護運動を推進して行くうえにも厳に慎まなければならないと思う。

(北海道博物館協会会長)

参考文献

- (1) 昭和五七年度、日本動物園水族館年報
- (2) 昭和五六年度、理事会・通常総会並びに協議会経過報告、社団法人日本動物園水族館協会
- (3) 動物園と水族館の現状、日動水協総務部 矢島稔
- (4) 昭和五六年度、事業報告書、決算報告書 財団法人世界野生生物基金日本委員会
- (5) 世界野生生物基金の活動について
- (6) 「アニマ」No.78、No.80、No.89、No.116、No.120、平凡社
- (7) 昭和五四年サファリ型動物園における危害防止及び動物保護対策に関する調査研究

内閣総理大臣官房管理室